

農林水産部請負工事成績評定要領

制 定	平成21年10月 1日	青農水第 641号
一部改正	平成22年 3月26日	青農水第 1076号
一部改正	平成22年 9月 8日	青農水第 535号
一部改正	平成23年11月22日	青農水第 871号
一部改正	平成25年 5月10日	青農水第 211号
一部改正	平成25年 9月26日	青農水第 635号
一部改正	平成26年 3月27日	青農水第 1190号

(目的)

第1条 この要領は、農林水産部の所掌する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負代金額が250万円以上の工事とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、総括監督員及び監督員（森林土木事業請負工事監督要領（平成17年3月31日付け青林第1215号）第2条第2項、請負工事監督要領（平成16年4月1日施行）第2条第2項及び青森県土木工事施工監督要領（平成9年4月1日施行）第2条第2項により指定された総括監督員及び監督員をいう。以下「総括監督員等」という。）並びに検査員（契約担当者等（知事又は契約担当者をいう。）から検査を命ぜられた職員をいう。以下同じ。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、評定者が監督又は検査において確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに、厳正かつ的確に行うものとする。

2 評定は、次の事項について、工事成績採点表（第1号様式）、細目別評定点採点表（第2号様式）及び工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（第3号様式）により行うものとし、評定者は、その評定の結果を工事成績評定表（第4号様式）に記録するものとする。

- 一 施工体制
- 二 施工状況
- 三 出来形及び出来ばえ
- 四 工事特性
- 五 創意工夫
- 六 社会性等
- 七 法令遵守等

3 評定者は、評定に当たり、記入方法及び留意事項（別表）及び施工プロセスチェックリスト（第5号様式）を考慮するものとする。

4 総括監督員等は、受注者から第3項4号から第6号までに掲げる項目に関する当該工事における実施状況が提出されたときは、当該実施状況も考慮して評定を行うものとする。

(評定の時期)

第5条 評定の時期は、検査員にあっては検査のつど行うものとする。ただし、修補完了検査のときは行わないものとする。

2 総括監督員等にあっては、完成検査及び指定部分完了検査のときまでに行うものとする。

(評定表等の提出)

第6条 検査員によって評定がなされたときは、総括監督員等は、遅滞なく、部内各課長、地域県民局地域農林水産部長、営農大学校長又は病害虫防除所長（以下「部内各課長等」という。）に第4条第3項に規定する評定に係る書類（以下「評定表等」という。）を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 部内各課長等は、完成検査又は修補完了検査に合格したときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を農林水産部請負工事成績評定通知要領（平成21年10月1日付け青農水第641号。以下「評定通知要領」という。）に定めるところにより通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、通知を行った部内各課長等に対して、通知要領に定めるところにより評定の内容について説明を求めることができる。

2 部内各課長等は、前項による説明を求められたときは、通知要領に定めるところにより回答するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 評定の結果は、農林水産部請負工事成績評定公表要領（平成21年10月1日付け青農水第641号。）に定めるところにより公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。